



令和4年10月21日

件名 江田島市職員の懲戒処分について

本市職員を次のとおり懲戒処分したので、公表します。

1 処分年月日

令和4年10月21日

2 被処分者の所属・役職・性別・年齢・処分内容

所属	役職	性別	年齢	処分の内容
市民生活部 能美市民センター	会計年度任用職員（宿直員）	男	79歳	懲戒免職

3 処分理由

令和4年7月11日から19日までの間、江田島市教育委員会教育部生涯学習課に正当な理由なく侵入し、江田島市文化協会会長名義の通帳を窃取し、同日から8月8日までの間、正当な権限がないにもかかわらず金融機関の職員を欺き、不正に現金28万3千円の交付を受けたものです。

4 今後の対応

公金の適正管理を職員に徹底するとともに、服務規律遵守に向けた研修を実施します。
なお、被処分者は、市文化協会に与えた損害の全額を返済し、同協会と債権債務関係がないことを確認する旨の合意書を取り交わしています。

5 江田島市長コメント

今回の事案は、市民や関係者の皆様の信頼を裏切り、公金の管理体制に不安を抱かせるものであり、心からお詫びを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

今後、職員の綱紀粛正、再発防止に向け、こういった事態を生じさせないよう全職員一丸となって取り組む所存であります。

江田島市長 あきおか 明岳 しゅうさく 周作